

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第74号

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年岩手県規則第93号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸付資格の認定)</p> <p>第4条 貸付資格の認定を受けようとする者は、県から直接貸付けを受けようとする場合にあつてはその者の住所地、主たる事務所若しくは法第7条第2項の林業・木材産業改善措置に関する計画に基づき事業を行う事業所の所在地若しくは所有地（以下「<u>住所地等</u>」という。）をその地区内に含む森林組合法（昭和53年法律第36号）第9条第2項第1号の事業を行う森林組合で第19条第2項の規定により岩手県森林組合連合会から貸付けに係る事務の一部の委託を受けたもの、岩手県木材産業協同組合又は岩手県森林整備協同組合（以下「<u>事務委託機関</u>」という。）を經由し、融資機関から貸付けを受けようとする場合にあつては当該融資機関を經由して、別に定める様式による林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（以下「<u>貸付資格認定申請書</u>」という。）を所管する広域振興局長（貸付事業が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合は、知事。以下「<u>知事等</u>」という。）に提出するものとする。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(農商工等連携促進法の特例)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 農商工等連携促進法第12条第2項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用（第3項に定めるものを除く。）については、<u>第3条第2項各号列記以外の部分</u>中「10年以内（3年以内の据置期間を含む。）」とあるのは「12年以内（5年以内の据置期間を含む。）」と、第4条第1項中「<u>林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書</u>（以下「<u>貸付資格認定申請書</u>」という。）」とあるのは「<u>林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書</u>（以下「<u>貸付資格認定申請書</u>」という。）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第4条第1項の規定に基づく認定を受けた同項に規定する農商工等連携事業計画」とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(バイオ燃料法の特例)</p>	<p>(貸付資格の認定)</p> <p>第4条 貸付資格の認定を受けようとする者は、県から直接貸付けを受けようとする場合にあつてはその者の住所地、主たる事務所若しくは法第7条第2項の林業・木材産業改善措置に関する計画に基づき事業を行う事業所の所在地若しくは所有地をその地区内に含む森林組合法（昭和53年法律第36号）第9条第2項第1号の事業を行う森林組合で第19条第2項の規定により岩手県森林組合連合会から貸付けに係る事務の一部の委託を受けたもの、岩手県木材産業協同組合又は岩手県森林整備協同組合（以下「<u>事務委託機関</u>」という。）を經由し、融資機関から貸付けを受けようとする場合にあつては当該融資機関を經由して、別に定める様式による林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（以下「<u>貸付資格認定申請書</u>」という。）を所管する広域振興局長（貸付事業が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合は、知事。以下「<u>知事等</u>」という。）に提出するものとする。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(農商工等連携促進法の特例)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 農商工等連携促進法第12条第2項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用（第3項に定めるものを除く。）については、<u>第3条第2項</u>中「10年以内（3年以内の据置期間を含む。）」とあるのは「12年以内（5年以内の据置期間を含む。）」と、第4条第1項中「<u>林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書</u>」とあるのは「<u>林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書</u>及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第4条第1項の規定に基づく認定を受けた同項に規定する農商工等連携事業計画」とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(バイオ燃料法の特例)</p>

第21条 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第9条の規定の適用を受ける者についてのこの規則の適用については、第3条第2項各号列記以外の部分中「10年以内」とあるのは「12年以内」と、第4条第1項中「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（以下「貸付資格認定申請書」という。）とあるのは「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（以下「貸付資格認定申請書」という。）及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画」とする。

（補則）

第22条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

第21条 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第9条の規定の適用を受ける者についてのこの規則の適用については、第3条第2項中「10年以内」とあるのは「12年以内」と、第4条第1項中「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書」とあるのは「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画」とする。

（公共建築物木材利用促進法の特例）

第22条 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条の規定の適用を受ける者についてのこの規則の適用については、第3条第2項中「10年以内」とあるのは「12年以内」と、第4条第1項中「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書」とあるのは「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第10条第1項の規定に基づく認定を受けた同項に規定する木材製造高度化計画」とする。

（補則）

第23条 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。